

## 富士市電子契約サービス導入支援等業務委託に係る仕様書

### 1 業務委託名

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託

- ①電子契約サービス導入支援業務
- ②電子契約サービス提供業務

### 2 委託期間

- ①電子契約サービス導入支援業務  
契約締結日から令和7年10月31日まで
- ②電子契約サービス提供業務  
令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

### 3 サービス内容及び要件

本市及び契約行為の相手方（以下「契約相手方」という。）が合意し、電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名（タイムスタンプ）を付与することにより、本市及び契約相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できる電子契約サービス（以下「サービス」という。）の導入支援及びサービス提供を行う。

#### (1) 基本要件

- ①本サービスにおいて、契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。
- ②本サービスが、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に該当するものであること。また、サービス提供事業者自身の電子署名は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。
- ③サービス提供事業者が提供するサービスは、建設業法（昭和24年法律第100号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替する措置として、サービスが建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項の技術的基準に適合していること。
- ④②及び③の電子署名は、タイムスタンプにより最低10年間の有効性を検証できること。
- ⑤電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）への対応ができること。
- ⑥電子署名付与後の文書（PDFファイル）を出力及び保存できること。また、電子署名の検証については、Adobe社製の無償でダウンロードできるPDF閲覧ソフトウェア

アである「Acrobat Reader」によって電子契約書PDFファイルを閲覧して、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。

⑦受託者は本契約が終了し、又は解除されたときは、本市がサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下「契約書データ」という。）について、クラウド上に保存されている全ての契約書データを受託者と本市との間で合意した方法により引き継ぐこと。

⑧契約期間中に、認証方式等の変更があった場合も、本市の費用、作業負担なく継続的なサービス提供ができること。

⑨自治体・官公庁に導入実績のある Web ブラウザで利用できるサービスとし、データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とする。

⑩作業画面が整理されており、進捗状況が容易に確認できること。

## (2) 各機能要件

### ①基本機能

ア 電子契約の締結に当たり、契約書等データの作成、承認、署名、契約締結、契約書等データの保存、検索、出力等電子契約サービスにおける基本機能を有すること。

イ 本市に係るサービスの利用者数及び利用件数に制限がないこと。

ウ アカウント情報は無制限に部局ごとに登録できること。

エ 契約相手方は、サービスの利用契約及びアカウント登録することなく、無償で契約締結に関する利用が可能であること。

オ 契約相手方は PC、スマートフォン等のマルチデバイスで操作が可能であること。

また、各 OS（Windows、macOS、Android、iOS 等）での利用が可能であること。

カ 保管された契約書データは、書面にて速やかに出力することが可能であること。

キ 1ファイル当たり 20MB 以上のデータを登録することが可能であること。

ク 契約書データの保存容量に制限がないこと。

### ②管理者機能

管理者及び利用者に対し、契約書データ閲覧、契約書データのアップロード、契約書データ送受信、承認等に係る権限を設定できる管理機能を有すること。

### ③利用者機能

ア サービスのログイン時に ID 及びパスワードによる認証を行うことができ、利用者ごとに権限の設定が可能であること。

イ 本市及び契約相手方について、クラウド上にアップロードされた契約書データを承認し同意する者の設定が可能であること。

ウ 本市及び契約相手方に対し、同意依頼の通知メールが届くこと。

エ 利用者の誤送信を防ぐ等、利用者の誤送信を防止するための機能を有すること。

オ 契約締結後、本市及び契約相手方に契約締結した旨の通知メールが届くこと。

カ 保管された契約書データは、本市が入力した契約名、契約相手方名等による検索が

可能であること。

(3) 保守に関する要件

- ①障害等が発生した場合は、迅速に対応できる体制が十分確保できること。
- ②不測の事態によりクラウドが使用できない等、本業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかにサービスを復旧すること。また、速やかに本市へ連絡し、今後の対応を協議すること。
- ③データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。最低1日1回、7日間保持されること。14日以上が望ましい。
- ④操作等に関する問合せ等（クラウド等の使用に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む。）に対応するヘルプデスクを利用できること。
- ⑤サービスの運用に関して、本市の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

(4) 動作環境及びネットワーク要件

- ①提供する電子契約サービスは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を介した LGWAN-ASP サービスとして提供されることとし、LGWAN 環境のみで必要な機能を全て利用できるサービスであること。また、契約相手方はインターネット環境で利用できるサービスであることとし、LGWAN 環境は不要とすること。
- ②現在、本市の職員が利用している下記環境で、利用できること。また、下記以外のソフトウェアやプラグインのインストール、OS やブラウザ等の設定変更が必要ないこと。

区分	項目	バージョン等
ソフトウェア	OS	Microsoft Windows Server 2016 Microsoft Windows10 相当 ※Microsoft Windows Server 2022（システム更新により令和8年1月から変更）
	ブラウザ	Microsoft Edge
		Google Chrome

- ③本市のネットワークは、LGWAN 接続系とインターネット接続系が論理分割されていることを考慮して導入すること。

(5) セキュリティに関する要件

- ①提供する電子契約サービスのデータセンターは国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置が講じられていること。
- ②ウイルス、情報漏えい及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。
- ③受託者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当該業務の実施において、情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。
- ④本市の情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」）を遵守すること。ポリシーの閲覧を参加希望事業者が希望する場合は、本プロポーザルの参加申込書及び企画提案

書等の提出期間中に限り、本市が指示する日時及び場所において閲覧を認める。なお、ポリシーについては、その内容を秘密にすること。

⑤ポリシーを満たしていない場合には、本市と協議の上、必要なセキュリティ対策を講ずること。

⑥本業務に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。また、必要な記録を履行期間終了まで保存し、本市の求めに応じて本市に引き渡すこと。なお、代表的な事例は以下のとおりである。

- ・本市が提供又はアクセスを許可した情報の外部への漏洩及び目的外利用。
- ・本業務とは無関係の本市の情報へのアクセス。

#### (6) 導入支援に係る要件

①本市職員及び契約相手方となる事業者等向けの操作説明会をそれぞれ実施するものとし、説明会資料の作成を行うこと。

②上記説明会資料とは別に、運用管理を行うための『運用マニュアル』や、サービスの利用に必要な『操作マニュアル』、電子契約運用開始までの『制度設計やフロー』を作成し提供すること。

③内部運用ルール策定や例規改正における支援を行うこと。なお、例規整備については、本市例規集及び関連する規程等を全て点検し、電子契約の導入に伴い影響のある箇所を特定すること。

④その他、サービス導入にあたり想定される各種事務への支援を行うこと。

#### 4 留意事項

(1) 本業務に関する法令等を遵守すること。

(2) 本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施することとする。

(3) 受託者は、本市がサービスを利用して締結した契約書等（受託者と本市との間の契約を除く。）に含まれる情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

(4) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了後又は解除後も同様とし、本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(5) 受託者は、委託者があらかじめ書面により同意した場合を除き、業務を自ら行うこととし、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）にその処理を委託してはならない。

(6) この仕様書については、基本仕様書とし、追加すべき事項等が生じた場合は本市と受託者と協議し追加できるものとする。

(7) この仕様書に記載がない事項であっても、サービスの導入及び利用にあたり、本業務

の受託者が「企画提案書」等により提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。

- (8) 上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、本市及び受託者双方が協議の上、決定するものとする。